

新型コロナウイルス感染症対策に 関する支援制度（追加分）

令和2年5月27日時点

目次

1. 給付金等

- 子育て世帯支援特別給付金……2
- 事業持続化給付金……3
- 地元店舗応援券発行事業……4
- 事業持続化支援事業……5

2. 村民への物資供給

- 中山間地域住民必需物品供給事業……6
- 天龍村出身学生応援事業……7

3. 公共施設への備蓄品等

- 公共施設等感染拡大防止事業……8
- 中山間地域福祉施設等必需物品供給事業……9
- 防災活動支援事業……10

4. その他

- 手づくりマスク製作事業……11
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免措置……12
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病手当の支給……13

(村) 子育て世帯支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、経済的影響を受けている子育て世帯へ給付金を支給し、経済的負担を軽減します。児童手当支給対象者へ支給される「子育て世帯への臨時特別給付金」に加えて、村独自で子育て世帯を支援するものです。

【給付対象者】

令和2年5月31日現在で、0歳から16歳までの児童(ただし、平成16年4月1日以降に生まれた者)を育てる世帯

【給付額】

対象児童一人につき1万円

【給付手続】

- ①子育て世帯への臨時特別給付金案内通知と併せて送付
(村→子育て世帯)
- ②対象者口座への振込

【お問合せ先】

天龍村役場 住民課住民福祉係 電話 0260-32-1021

(村) 事業持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、業況が悪化した事業者等に対し、事業の継続を支えることを目的として、前年同月より売上が減少した場合に予算の範囲内で、給付金を支給します。

【給付対象者】

- ・今後も引き続き1年以上営業する意思のある村内事業者
- ・令和2年4月または5月の売上額が平成31年4月または令和元年5月の売上げ額を下回った事業者
- ・村税等の滞納がない事業者 など

【給付額】

- ・下記の算出方法による
- ・(平成31年4月の売上額－令和2年4月の売上額)×1/2 ①
- ・(令和元年5月の売上額－令和2年5月の売上額)×1/2 ②
- ・①+②=30万円を上限とする。

(第1回目:平成31年2月及び3月の売上額と令和2年2月及び3月の売上額により算出した額)

※新規事業者(営業期間一年未満)については下記の算出方法

- ・(令和2年3月までの月平均売上額－令和2年4月の売上額)×1/2 ①
- ・(令和2年3月までの月平均売上額－令和2年5月の売上額)×1/2 ②
- ・①+②=30万円を上限とする。

【申請期間】

6月1日から7月31日まで

【お問合せ先】

天龍村役場 地域振興課商工観光係 電話 0260-32-1023

(村) 地元店舗応援券発行事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛等で消費が落ち込んだ地元店舗の応援と、生活に困っている世帯や個人へする支援のため、商品券を配布します。

【配布対象者】

令和2年5月1日現在において、村の住民基本台帳に登録されている者

【配布枚数】

一人あたり1万円分の地元店舗応援券を配布

【利用期間】

7月1日から令和3年1月31日まで

【お問合せ先】

天龍村役場 地域振興課商工観光係 電話 0260-32-1023

(村) 事業持続化支援事業

村の公共施設で指定管理等の業務委託をしている法人で、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収した事業者に対し、事業の継続を支えることを目的として支援します。

【給付対象者】

- ・公の施設で指定管理等の業務を委託している法人

【給付額】

- ・下記の算出方法による
- ・(平成31年4月から令和2年3月までの年間収入額－令和2年4月から令和3年3月までの年間収入見込み額)×1/2
＝ 300万円を上限とする。

【お問合せ先】

天龍村役場 地域振興課商工観光係 電話 0260-32-1023

(村) 中山間地域住民必需物品供給事業

新型コロナウイルス感染症防止のためのマスクや消毒液等の生活必需品を、村民に配布することにより他地域への外出を抑制し、感染拡大の防止を図ります。

【配布対象者】

令和2年5月1日現在において、村の住民基本台帳に登録されている者

【配布物品1セットの内容】

50枚入りマスク、手指消毒液、手洗い用せっけん、梱包用箱

【配布数】

- ・2人以下の世帯: 1セット
- ・3人以上5人未満の世帯: 2セット
- ・5人以上の世帯: 3セット

【配布時期】

準備ができ次第順次配布

【お問合せ先】

天龍村役場 住民課健康支援係 電話 0260-32-1021

(村) 天龍村出身学生応援事業

新型コロナウイルス感染症防止対策により、全国に緊急事態宣言が発令されたことで、帰省の自粛がされている県外で生活している学生に対し、ふるさと天龍村の特産品を送ります。

【対象者】

県外で生活している大学生・短期大学生・専門学校生

【物品】

一人5,500円相当の村特産品

【送付時期】

6月1日以降

【お問合せ先】

天龍村役場 地域振興課移住定住推進係

電話 0260-32-1023

(村) 公共施設等感染拡大防止事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、役場庁舎・なんでも館・小学校・中学校等に必要な物品を購入します。

【備蓄品及び保管場所】

- ・飛沫防止アクリル板の設置: 役場庁舎・南支所・なんでも館
- ・アルコール消毒液: 役場庁舎
- ・マスク: 役場庁舎
- ・非接触式体温計: 役場庁舎
- ・手指殺菌消毒液: なんでも館・小学校・中学校
- ・清掃用殺菌消毒液: なんでも館・小学校・中学校
- ・除菌・消臭器: なんでも館

(村) 中山間地域住民必需物品供給事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、福祉施設等にマスクや消毒液等の必要な物品を配布します。

【配布品】

マスク、アルコール消毒液、手指消毒液、手洗い用せっけん、感染予防対策ガウンセット、プラスチックグローブ、アイシールド、非接触式体温計、隔離用カーテン、除菌・消臭器

【配布先】

社会福祉協議会、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター山百合荘、満島の家、診療所、保育所、老人福祉センター、社会就労センター

(村) 防災活動支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、避難所等にマスクや消毒液等の必要な物品を配備し、災害等の避難時における施設内での感染拡大を防ぎます。

【配備品】

マスク、アルコール消毒液、手指消毒液、アルコールタオル、
配備品収納ボックス

【配備先】

指定避難施設

(村) 手づくりマスク製作事業

新型コロナウイルス感染症対策の影響により、全国的に入手が困難になっている子ども向けマスク等をボランティアの皆さんに製作してもらうための材料等の購入に必要な経費を支出します。

【作成委託先】

社会福祉協議会から休業中のボランティアに製作依頼

【製作数】

120枚

【配布先】

保育所、小学校、中学校

(村) 国民健康保険税・長野県後期高齢者医療保険料の減免措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少等が見込まれる世帯の方で次の要件を満たす場合は、保険税(料)を減免(全額免除)します。

【対象者】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 → 保険税(料)を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 → 保険税(料)の一部を減額

【減額の要件】

世帯の主たる生計維持者について

- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要になります。

【減免額】

保険税(料)の減免額は、減免対象保険税(料)額に減免割合をかけた金額となり、合計所得金額に応じた減免割合になります。

○合計所得金額に応じた減免割合

- | | |
|--------------------|------------------|
| 300万円以下の場合:全額 | 400万円以下の場合:10分の8 |
| 550万円以下の場合:10分の6 | 750万円以下の場合:10分の4 |
| 1,000万円以下の場合:10分の2 | |

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税(料)の全部を免除

【お問合せ先】 天龍村役場 住民課健康支援係 電話 0260-32-1021
長野県後期高齢者医療広域連合 電話 026-229-5320

(村) 国民健康保険・長野県後期高齢者 医療保険 傷病手当の支給

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者がウイルスに感染した場合や感染等が疑われる場合で、次の要件を満たす場合は、労務に服することができない一定の期間に対して傷病手当を支給します。

【対象者】

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

【支給要件】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

【支給額】

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

【適用期間】

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間

【お問合せ先】

天龍村役場 住民課健康支援係

電話 0260-32-1021

長野県後期高齢者医療広域連合

電話 026-229-5320